

【茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対応家賃補助金】

よくあるお問い合わせ

目次

- 1 制度について
- 2 交付対象について
- 3 申請方法について
- 4 提出書類について
- 5 補助金の交付について

1 制度について

Q1-1 どのような制度か？

A1-1 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大幅に落ち込むなど、特に厳しい状況にある中小企業、小規模事業者が事業を継続できるよう支援するため、固定費として事業者の負担となる店舗等の家賃に対して一律 20 万円交付する制度です。

Q1-2 国が実施している「家賃支援給付金」とは別の支援か。

A1-2 別の支援であり、市独自の支援となります。市の補助金が対象外であった場合、国の「家賃支援給付金」をご検討ください。

Q1-3 本補助金の対象とならない中小企業や個人事業主への補助金等はあるのか？

A1-3 令和2年5月から12月において次の条件を満たす場合には、国の実施する「家賃支援給付金」をご検討ください。

- ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少

また、新型コロナウイルス感染症のまん延により特に大きな影響を受ける事業者に対し、国から「持続化給付金」が交付されますので、まだ申請をされていない場合はこちらもご検討ください。

詳細につきましては、「持続化給付金」専用ページをご確認ください。

【経済産業省ホームページ】

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

その他の支援策等については、市のホームページをご確認ください。

【市ホームページ】新型コロナウイルス感染症に関する中小企業支援について

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/1037983.html>

Q1-4 本補助金は先着順か？

A1-4 先着順ではありません。申請期間内に申請し、市が行う審査において交付要件を満たしていることが確認できれば、全ての方に交付します。

2 交付対象について

Q2-1 交付対象者となるのは、どのような要件か？

A2-1 次の3つの要件を満たす中小企業者（※）の場合に交付対象となります。

- ①令和元年4月1日以前（創業者にあっては令和2年1月1日以前）から事業を営んでいる。
 - ②事業の用に供している市内の建物を、令和2年4月1日以前から賃借している。
 - ③令和2年4・5・6月の売上がそれぞれ前年同月比で15%以上減少していること。（令和2年5・6月については、15%以上50%未満の減少に限る）
- なお、前年同月比の売上実績がない創業者の場合は、令和元年12月又は令和2年1月の売上高と令和2年4・5・6月の売上高を比較する。

※本補助金での中小企業者とは次に該当する事業者になります。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号による指定業種（令和2年7月1日時点）に係る事業を主たる事業として営んでいる法人又は個人で、次のアからカまでに掲げるものをいう。

- ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（卸売業、サービス業及び小売業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- エ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- オ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下のもの（アからエに掲げるものを除く。）
- カ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

Q2-2 令和元年9月に法人化しました。事業内容は同一のため、個人事業主として確定申告している令和元年4～6月の売上と、法人としての令和2年4～6月の売上を比較することは可能でしょうか。

A2-2 次の場合により、売上の比較を行ってください。

- (1) 事業内容が同一である場合→個人事業主として確定申告している売上と比較
- (2) 事業の一部のみ法人化していると考えられる場合→創業者特例にて売上を比較

- Q2-3 令和元年9月に店舗を茅ヶ崎市内に移転しました。売上はどのように計上しますか。
- A2-3 移転前の店舗を閉店しており、茅ヶ崎市の店舗のみの場合で、経営環境が全く変わった場合は、創業者特例の令和元年12月又は令和2年1月の売上を使用して、減少率の計算を行ってください。
- なお、店舗を移転したことと移転前の店舗を閉店にしている旨の説明を補記してください。提出いただいた書類等で事実確認ができない場合には、追加で書類をご提出いただく場合がございます。
- Q2-4 令和元年9月に店舗を増やしました。前年同月比で比較しなければいけないでしょうか。
- A2-4 令和元年4～6月の売上に新店舗の売上が計上できないタイミングでの規模拡大の場合は、令和元年12月又は令和2年1月の売上と令和2年4～6月の売上を比較してください。また、この場合は店舗を増やしたことなどがわかる書類等を添付してください。
- Q2-5 市内に複数店舗経営している場合、1店舗あたり20万円が交付されるのか？
- A2-5 経営している施設や店舗の数にかかわらず、1事業者に対し一律20万円を1回のみ交付します。
- Q2-6 異なる会社を複数経営しているが、それぞれに20万円交付されるのか？
- A2-6 事業者の法人格が異なれば、それぞれに20万円を交付します。事業者ごとに申請手続きを行ってください。
- Q2-7 複数店舗経営しているが、申請書に記載する売上高は、申請する市内の事業所のみでよいのか？
- A2-7 市内・市外問わず、事業全体の売上を記載いただきます。
- Q2-8 事務所兼自宅で事業を営んでいる。5月末まで賃貸借契約を結び家賃を支払っていたが、6月から持ち家となり、家賃は発生していない。4～6月の売上減少要件は満たしているが、この場合対象となるか。
- A2-8 対象となりません。売上減少要件の対象となる4～6月の間に有効な賃貸借契約を結んでいること、かつ、7月以降も賃貸借契約を継続し事業を行っていることが必要です。
- Q2-9 当初の賃貸借契約締結時から貸主が変わる等、契約内容に変更があった場合は、賃貸借契約書は当初のものを出せばいいのか。
- A2-9 当初の契約書と変更後の契約書の両方のご提出をお願いします。
- Q2-10 会社の本店所在地・個人事業主の住居が市外だが、市内に事業の用に供している事業所ある場合は交付対象か？
- A2-10 賃借している事業所が市内にある場合は交付対象となります。

Q2-11 市内には事業の実態はないが、会社の本店登記や個人事業主としての住所は市内にある場合は、交付対象になるのか？

A2-11 市内に事業の用に供している事業所があり、その事業所を賃借して使用していることが条件となりますので、交付対象になりません。

Q2-12 自宅兼事務所（フリーランス含む）も対象となるのか。

A2-12 確定申告等で、事務所の家賃を経費に算入していることが確認できる場合、対象となります。

ただし、賃貸契約書が存在していても、貸主と借主が同一の場合は対象になりません。

Q2-13 資材置き場や倉庫、駐車場でも対象となるのか。

A2-13 事業の用に供している家屋が対象となりますので、資材置き場は対象になりません。

倉庫については、従業員が常駐し、事業を行っていることが確認できる場合は、対象となります。

Q2-14 土地（資材置き場等含む）は対象ですか？

A2-14 対象外です。建物の家賃のみ対象です。

Q2-15 賃貸借契約を結んでおらず、使用する毎に使用料を払っています。対象になりますか。

A2-15 従業員が常駐して事業を行っている建物を賃借している場合に対象となりますので、対象になりません。

3 申請方法について

Q3-1 市の窓口で申請をすることができるのか？

A3-1 感染拡大防止の観点から、郵送による申請をお願いします。しかしながら、郵送も難しい場合は、その場での審査はいたしません。窓口で受け付けいたします。

Q3-2 郵送の場合の宛先はどこか。

A3-2 〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

経済部産業振興課 商工業振興担当 宛てへご郵送ください。

4 提出書類について

Q4-1 白色申告をしており、昨年の売上が年間売上でしか書いていないが、どのように記入したらいいか？

A4-1 白色申告をされている場合は、白色申告の根拠資料にした売上台帳の写しをご提出ください。

Q4-2 令和元年の確定申告をまだしていないので、確定申告書の写しがありません。どうしたらいいか。

A4-2 令和元年分の確定申告が未申告の場合は、平成30年分の確定申告書の写しをご提出ください。

Q4-2 確定申告書の写しは全ページ添付する必要があるのか？

A4-2 市内の所在地、前年の売上高、賃料の経費算入、賃料の支払い先の確認をしますので、
①個人事業主の場合は、少なくとも、青色申告決算書は3ページ目まで、白色申告内訳書は2ページ目までではご提出ください。

②法人の場合は、「法人税申告書の別表一」と「法人事業概況説明書」をご提出ください。

Q4-3 申請書の記入方法がわからない。

A4-3 記入例を参考にしてください。そのうえでご不明な点がある場合は、恐れ入りますが、産業振興課までお問い合わせください。

Q4-4 賃貸借契約書はすべてコピーして提出する必要があるか。

A4-4 契約者双方、契約期間、契約物件の種類・用途及び所在地、賃料の有無を確認するために提出いただきますので、これらの情報が確認できればすべてを提出いただく必要はありません。しかし、契約書の様式等は任意であり、記載箇所がこちらではわかりかねますので、契約書一式を提出いただくことで追加提出依頼等が減り、迅速な交付手続きにつながりますので、ご協力ください。

Q4-5 売上台帳をつけていない場合はどうすればいいか。

A4-5 確定申告の根拠としている資料の提出をお願いします。

Q4-6 確定申告をしていない場合はどうしたらいいか。メモでもいいか。

A4-6 市民税の申告書の受領書及び申告の根拠とした売上台帳等の写しをご提出ください。市民税の申告をしていない場合は、本補助金は申請できません。

Q4-7 何年も確定申告をしていない。どうしたらいいか。

A4-7 市民税の申告書の受領書及び申告の根拠とした売上台帳等の写しをご提出ください。市民税の申告をしていない場合は、本補助金は申請できません。

Q4-8 郵送で申告したため、收受印がない確定申告書しかない場合は、どうしたらいいか。

A4-8 納税証明書を取得いただき、添付していただくようお願いします。

Q4-9 創業者は創業したことを証明する書類が必要ですか？

A4-9 開業届の写しの提出をお願いします。未届けの場合、茅ヶ崎市市民税課へご提出ください。

Q4-10 令和2年1月1日に創業しました。まだ確定申告ができません。売上を証明する書類は何を出せばよいですか。

A4-10 令和2年1月の売上がわかる売上台帳の写しの提出をお願いします。

5 補助金の交付について

Q5-1 申請から交付までにどのくらいかかりますか？

A5-1 申請後の流れは次のとおりです。

①申請 → ②審査 → ③交付決定通知 → ④補助金振込

交付決定通知をした日から、2～3週間程度での振込を予定しています。

申請数や審査の過程における処理時間により振込までに要する期間は前後しますので、あくまでも目安になります。

また、何月何日に振り込まれるか？といったお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

Q5-2 補助金は課税所得となるのか？

A5-2 法人税法では、原則として、補助金や助成金などによる収入を含めたすべての所得が課税対象になり、補助金についても例外扱いはされていません。ただし、交付段階で税金が引かれる（源泉徴収される）ということではなく、事業による収入から経費などを差し引いた「事業所得」に対して、法人税が課されることとなります。